

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、日の丸商事株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 家具の製造販売
- 2 酒類の販売
- 3 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- 4 木建築工事の設計、施工及び請負
- 5 喫茶店の経営
- 6 日用雑貨品の販売
- 7 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区岩本町二丁目 1 番 7 号に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、1,200 株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、代表取締役の承認を受けなければならない。
前項の承認を行わない場合、代表取締役は指定買取人を指定することができる。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿の記載請求)

第9条 当社の株式を取得した者が株主名簿への記載を請求するには、当社所定の請求書に取得者及び株主名簿に記載又は記録された株主が記名押印して提出しなければならない。

上記以外の方法により株主名簿への記載を請求する場合は、請求書に取得したことを証する書面を添付しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株主の住所等の届出)

第11条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第12条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む)を引き受ける者の募集において、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その旨、その募集事項、及びその申込みの期日は、**取締役の決定**によって定める。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか、株主又は質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告してそのための基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

株主総会を招集するには、会日より5日前までに、各株主に対して、その通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が招集する。

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、取締役の協議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は3名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第21条 当社に代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

代表取締役は社長とする。

(報酬等)

第22条 会社法第361条第1項に定める取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第23条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第24条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対して支払う。

剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

この定款は、岩本商事有限会社の商号を変更して設立する岩本商事株式会社について作成したものであって、商号変更の効力が生じた時から施行するものとする。